

法定外水路・道路改修等補助金

法定外水路・道路改修等補助金とは・・・

自治会等が機能管理をしている法定外水路・道路等の機能回復工事等に対し交付する補助金です。

対象となる工事

■ 法定外水路

- 浚渫
- 既設水路の改修
- 素掘り水路に対して構造物を設置するもの

■ 法定外道路

- 不陸整正(※)、砂利の補充、舗装の新設・改修 などの道路面の改修
- 道路既設法面の改修(石積の修繕等)、法面への構造物の設置
- 道路内の排水路(法定外水路を除く)の改修、構造物の設置

※補足材を使いながら地面のくぼみや穴を埋めたり、丘を作成したりして、路盤面を整えていくこと。

補助金額

補助対象経費(※)の2分の1以内(千円未満切り捨て)

※工事計画作成に伴う委託経費、業者請負経費、自治会施工における原材料費及び機械借上料

※補助対象経費が10万円未満の場合は対象外です。

交付までの流れ

■ 事前相談

持参いただきたいもの:修繕箇所がわかるもの、現況写真、見積

※補助金の対象となる箇所か、当年度予算で対応できるか等確認します。

原則、事業実施の
前年度9月まで

■ 法定外公共物工作物設置等許可申請(建設監理課)

※申請～許可までに2週間程度かかります。

(通行規制をする場合は3週間程度)

事業実施年度
4月以降

■ 補助金交付申請(道路河川課)

提出物 ①交付申請書 ②事業計画書 ③位置図 ④収支予算書
(1部) ⑤見積書 ⑥現況写真 ⑦法定外公共物設置等許可書の写し

※着工の1か月前までに申請してください。

■ 交付決定

■ 工事

着工前・中・後の写真を撮っておいてください。

■ 実績報告

提出物 ①実績報告書 ②収支決算書 ③領収書の写し
(1部) ④工事状況写真(着工前・中・後) ⑤工事完了届

■ 道路河川課職員による完了検査

■ 交付額確定

■ 交付請求(3月31日までに)

提出物(1部) ①交付請求書
②通帳の写し(口座名義、口座番号がわかるもの)

■ 補助金の交付

事業実施年度
3月31日まで

注意事項

- ・補助対象者は自治会です。自治会から申請してください。
- ・改修にかかった経費の全額を自治会から業者等へ支払っていただいた後、市から自治会へ補助金を交付します。
- ・9月までに見積をご持参のうえご相談いただき、翌年度以降に実施が基本的な流れです。9月以降のご相談分については、翌年度の補助金では対応できない場合があります。
- ・補助金の交付決定前に着手された工事は、補助金の対象になりませんのでご注意ください。
- ・交付決定後に金額等内容の変更があった場合、変更交付申請が必要となります。すみやかに道路河川課 管理調整係までご連絡ください。

問い合わせ先

- 法定外水路・道路改修等補助金に関すること
長浜市都市建設部道路河川課 管理調整係
電話番号 0749-65-6532
- 法定外公共物工作物設置等申請に関すること
長浜市都市建設部建設監理課 監理係
電話番号 0749-65-6534

長浜市ホームページ



法定外水路



法定外道路